

事業用定期借地権設定契約締結に関する覚書（案）修正内容一覧

■修正内容一覧（令和6年11月12日修正）

No.	頁	項目		項目名	修正前（令和6年9月10日公表時点版）	修正後（赤字：修正箇所）
		条	項			
1	3	3	2	賃貸借期間	貸付期間の満了に際しては、	賃貸借期間の満了に際しては、
2	4	9	1	付帯事業にかかる業務報告書	ただし、当該日が休日の場合には、その翌日以後で休日に当たらない最初の日とする。なお、日報については乙で保管し、甲の求めに応じて提出ないしは閲覧に供しなければならない。	ただし、当該日が休日の場合には、その翌日以後で休日に当たらない最初の日とする。なお、日報については乙で保管し、甲の求めに応じて提出ないしは閲覧に供しなければならない。 なお、通常業務報告書の作成及び提出については、市の承諾により変更することができる。
3	5	11	4	賃料等	賃貸借開始時の賃料は、	第1項に定める賃料は
4	5	13	2	契約保証金	第12条の規定により賃料が増額された場合	前条の規定により賃料が増額された場合
5	5	13	3	契約保証金	なし	前条の規定により賃料が減額された場合、契約保証金も賃料の減額と同様の割合で、賃料減額の日から合わせて改定されるものとし、甲は減額後の契約保証金（1円未満切り上げ）と従前の契約保証金額との差額を、乙の発行する請求書を受領した日から30日以内に乙に返還するものとする。
6	6	13	4	契約保証金	第21条第1項、第2項及び第3項の規定により本契約を解除したときは、契約保証金は甲に帰属する。	第21条第1項（ 第7号を除く ）、第2項及び第3項の規定により本契約を解除したときは、契約保証金は甲に帰属する。
7	7	19	2	権利の譲渡等の禁止	前項第1号の場合において、乙が甲の事前の書面による許可を得て本件借地権を第三者へ譲渡する場合は、本契約における乙の地位も併せて当該第三者に承継させるものとし、甲と当該第三者との間においても本契約の各規定が適用されるものとする。	前項第1号の場合において、乙が甲の事前の書面による許可を得て本件借地権を第三者へ譲渡 又は転貸 する場合は、本契約における乙の地位も併せて当該第三者に 重疊的に 承継させるものとし、甲と当該第三者との間においても本契約の各規定が適用されるものとする。
8	7	19	3	権利の譲渡等の禁止	本契約第3条第1項に定める貸付期間を超える契約期間の建物賃貸借契約を締結してはならない。	本契約第3条第1項に定める 賃貸借 期間を超える契約期間の建物賃貸借契約を締結してはならない。
9	9	21	4	本契約の解除	乙は、第1項、第2項又は第3項の規定により甲が本契約を解除した場合において、第13条第3項の規定により甲の帰属となる契約保証金の額を超えて甲に損害が生じるときは、その超える額の賠償をしなければならない。	乙は、第1項（ 第7号を除く ）、第2項又は第3項の規定により甲が本契約を解除した場合において、第13条第3項の規定により甲の帰属となる契約保証金の額を超えて甲に損害が生じるときは、その超える額の賠償をしなければならない。